

大田区立羽田小学校 いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」に基づき、大田区教育委員会が策定した「大田区いじめ防止基本方針」に従って、本校のいじめ防止に関する基本方針を以下のように定める。

【いじめ防止のための基本方針】

■基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

基本方針は、こうした学校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、大田区・教育委員会、区立学校、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

■いじめの定義

この基本方針における「いじめ」とは、児童に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

■いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

基本姿勢：全ての暴力行為の背後にいじめの可能性があると疑って関わる。

- ・いじめの未然防止・早期発見に努める。
- ・早期対応により、いじめの迅速な解消を図る。
- ・重大事態が確認された場合には、児童の安全を確保するよう、対処する。
- ・全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動等の充実を図り、思いやりの心を育てる。



【未然防止】

- 全教育活動における道徳教育及び特別な教科道徳における教育・総合的な学習の時間、学校行事等体験学習の充実。
- 情報モラル、インターネットを利用したいじめ対策の推進。
- 児童主体による防止活動。(委員会活動等)

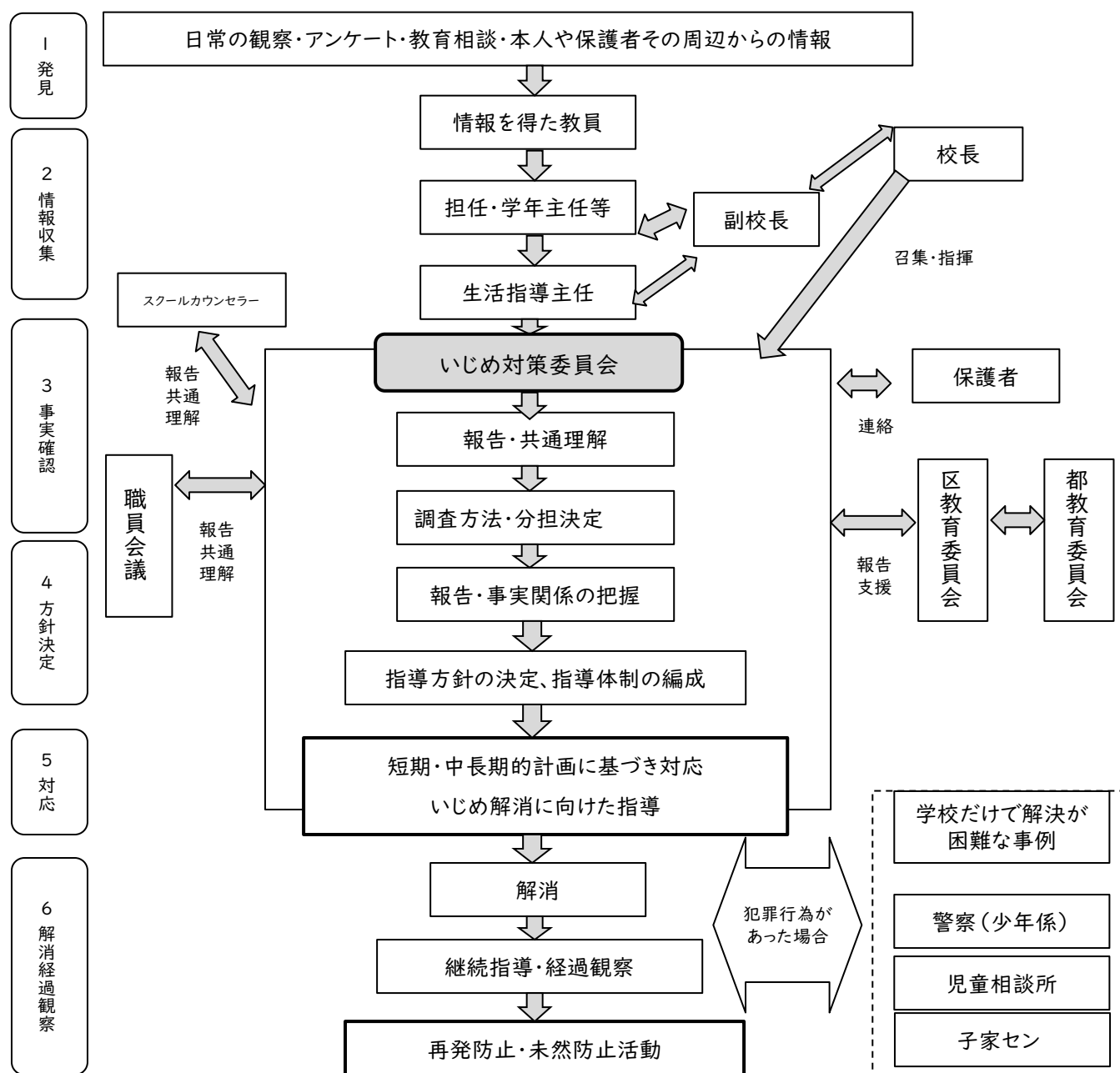
【早期発見】

- 軽微ないじめも教職員間で共有して、早期発見していく風土の醸成。
- 都や区教育委員会による実態調査の実施と活用。
- 指導の徹底と保護者への啓発指導。
- 組織的な体制の有効活用。毎週行う生活指導夕会での情報共有。
- 児童・保護者が利用しやすい相談体制の整備、関係諸機関(子ども家庭支援センター、児童相談所、警察等)との密接な連携。
- 管理職への報告・連絡・相談の確実な実施。
- スクールカウンセラーとの連携・情報の共有

【早期対応・重大事態への対処】

- 管理職の指示の下、現状、経緯、人間関係等の状況報告および分析の継続的实施と組織的対応。
- いじめ対策委員会での調査結果の共有・分析・指導・評価・改善。
- 解消に向けての実施計画の作成。
 - ・いじめ対策委員会を中心に教職員の役割分担の明確化。
 - ・2週間以内の解消を想定した短期的計画の作成。
 - ・人間関係再構築及び再発防止に向け、3か月を目途にした中長期的な計画の作成。
- いじめを受けた児童・保護者、いじめを行った児童・保護者への連絡・支援・協力要請。
- 教育委員会への迅速で絶えない報告。

【いじめ防止・対応に向けた校内組織体制】



【いじめ対策委員会】

- 校内において随時、校内のいじめ状況の報告・分析を行う。
- 構成員は校長、副校長、主幹教諭、学年主任、担任、養護教諭を原則として、スクールカウンセラー、その他学校所属の教職員を加えて構成することができる。
- 基本方針の日常的な実施と評価・改善を図る。

【いじめ緊急対策委員会】

- いじめによる状況発生時に、校長が緊急に設置する委員会として位置付ける。
- 「いじめ対策委員会」の構成員に加え、区教育委員会（指導主事）及び校長が必要と認める学校関係者等で構成する場合がある。
- 児童の安全確保を優先し、いじめ解消に向け迅速に対応する。